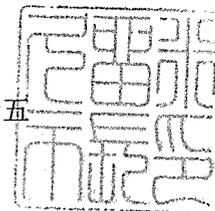


「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年2月20日

久留米市長 原口 新五



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務

### (2) 業務内容

『「書かない」・「行かない」市役所づくりに向けたシステム構築業務及び運用保守業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。

### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和13年12月31日まで

①構築：契約締結日の翌日から令和9年1月3日まで

②利用：令和9年1月4日から令和13年12月31日まで

## 2 提案上限額

提案上限額は、296,029,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、提案上限額を越えないこと。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。共同事業体の場合は、いずれかの構成員が①の要件を満たすとともに、それぞれ構成員で②から⑧までの要件を満たすこと。

- ① 令和8年度ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DXSaaS提供事業者としてデジタル庁の採択を受けていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- ③ 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- ④ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑤ 福岡県内の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。
  - ・久留米市内 県税、市税
  - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑥ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

※単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時まで共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同